

令和7年度（第3回）多文化共生推進委員会（議事録）

1. 日時 令和7年（2025年） 12月10日(水) 18:30～20:30

2. 場所 みなくるプラザ 研修室3

3. 出席者

(1) 多文化共生推進委員

奥山 章文委員、菊田 津多江委員、神山 菊枚委員、中島 園子委員、

浜田 麻里委員、引田 幸男委員、ファン ドウック ロック委員

(五十音順)

(2) 甲賀市総合政策部

山本次長 築島課長 清水参事 徳田室長 上原係長 鎌倉相談員

畑中主事

4. 内容

(1) 第2次甲賀市多文化共生推進計画（見直し）の素案について【資料1】

(2) その他

- ・多文化共生に係るイベントのご案内
- ・今後のスケジュール

5. 議事内容

別紙のとおり

1. 開会挨拶

奥山副委員長より（※割愛）

2. 議事

（1）第2次甲賀市多文化共生推進計画（見直し）の素案について【資料1】

事務局：【資料1】に基づき説明。

坂本委員：15ページの3「安心して暮らせる生活環境づくり」の対象者に警察や消防署は入らないのか。警察であれば防犯訓練や防犯パトロール、消防署は防災訓練の開催などの役割があるのではないか。

事務局：「各種団体」に警察と消防署も含まれる。それぞれの役割について、分かりやすく追記したい。

坂本委員：本計画に子ども（0歳～18歳）の意見は反映されているか。現在、外国の方が増え、生まれてくる子どもも増えている。その子どもたちが適切な教育を受け、日本で仕事をしていただけるまでの環境づくりを進めほしい。

事務局：8月に実施した外国人市民を対象としたアンケート調査は、18歳以上を対象としており、子ども（0歳～18歳）は対象外となっている。子どもを対象とする調査としては、ヤングケアラーに関するアンケート調査があり、外国にルーツをもつ子どもも対象として実施している。調査結果としては、日本語が苦手な親に代わって通訳をしている子ども（ヤングケアラー）が一定数いることが判明しており、その対応策として、外国人家庭への生活相談体制の構築や、通訳、翻訳ボランティア制度の運営などを計画に位置付けている。

子どもが生まれてから就職するまでの支援としては、17ページの（3）「充実した学習機会の提供」において、キャリア形成の支援を位置付けている。今後、学校教育課や子育て政策課など関係機関と連携を取りながら、子ども期から将来を見据えた進路の説明会の実施、それぞれの小学校、中学校、高校との連携を強化していきたい。

中島委員：「異文化交流」、「異文化理解」、「多文化」という表記について伺いたい。異文化と多文化を意図的に分けているのか、それとも今までの文書の中で

使っていたところは異文化、これから使うところは多文化の表記にしているのか説明いただきたい。私自身は、かわせみ教室に勤務してから、「多文化」だなと思うことが多くなったこともあり、「異」という漢字を使うと、何か違うものとして捉えてしまう印象を受ける。互いに認め合うというところで、意図的でないのであれば「多文化」で統一してはどうか。

また、先ほどファン委員と話をしている、子どもたちがスポーツを通して交流をしていくことで、日本語の学習が机上だけではなくて一緒に遊ぶとか、一緒に何かをすることで、自然と会話が生まれるとのことであった。日本語学習機会のところに、机上だけの学習ではなく、スポーツやイベントに参加することも学習機会の1つの項目として挙げてはどうか。

事務局：「異文化」と「多文化」という言葉については、国、県等においても一定の理由をもって使い分けている。特に学校現場では、日本とは異なる文化について学ぶという視点で「異文化理解」との言葉が使われている。

個人、組織レベルで「自分とは違う文化を理解する」のが異文化理解であり、いわゆる手段となるもの。これらの異なる文化があることを理解したうえで、「異なる文化が共に存在することを前提とした社会を築くこと」が多文化共生であり、いわゆる目的となるものである（個人による異文化理解を基礎に⇒社会、制度としての多文化共生を実現する）。多文化共生を進めるうえで、日本人も外国人も一緒にお互いの文化について学ぶことが大事だと考えている。

8ページの計画体系の基本目標2「情報発信と日本学習の推進」において、「日本語や日本社会についての学習機会の提供」に取り組むこととしている。これまでの計画では日本語の学習機会の提供（机上のみ）が主となっていたが、今後は日本語学習の場だけでなく、多様な機会を通じて、日本の文化を学ばなかに、自然に日本語の習得に結び付くことも意識していきたい。

坂本委員：県内にはサンタナ学園やラチーノ学院などの外国人学校があり、甲賀市から通っている児童、生徒もいる。これらの学校では母国語主体の学習をし

ており、日本語は各市町の日本語教室に通って学ぶようだが、甲賀市としても何らかの形で支援をしていくべきではないか。

また、多くの企業が労働者として外国人を受け入れており、一定の責任があるのではないか。教育や子どもたちへの支援にも力を入れていただけるような体制づくりを進めてほしい。

事務局： 9ページの1「多文化共生の意識定着と社会参画の促進」において、中学生国際交流などを含めた姉妹都市交流のあり方を見直し、内なる国際化への対応を強化する必要があるとしている。日本の学校に通う子どもたちが実際に外国人学校に行き、授業体験や生活体験をし、外国人学校の生徒と一緒に過ごし交流するというプログラムなど、外国人学校との共同事業を検討したい。また、外国人防災リーダーのひとりが、湖南省にあるサントスデュモン学院の学園長をしている。子どもたちに対する防災教育と一緒にできないかとの提案も頂いており、外国人学校との連携は進めていきたい。企業からの支援については、これまでの計画では定めていなかったが、今回の計画見直しで初めて企業の役割を記載した。内なる国際化にも企業の協力を得て実施していきたい。

奥山副委員長： 私は企業、工業会という立場で参加しているが、企業の役割も非常に大事な時期にきていると思う。国政の流れもあり、外国人市民との共生について、改めて考えるべきとの報道も多い。

今の時期に外国人労働者が困っているのは年末調整や確定申告ではないか。言葉の問題もあるし、仕組みそのものを理解するのが難しい。そのような場面に行政に関わっていただきたいと思う。例えば、社会保険労務士に協力していただき、通訳付きで仕組みを説明する場づくりなども検討してほしい。働いてもらう、納税してもらうなどのサイクルを回すため、専門家にも協力していただきたい。行政と企業がお互い持ち寄って、日本における生活に必要な情報を提供していくことが重要ではないか。

事務局： 社会保険労務士との連携は、企業などの関係団体と共同で検討していきたい。今年度は、ハローワークとの共同でジョブフェアを予定しており、ハロー

ワークは企業への働きかけを行い、市（多文化共生センター）は、通訳や資料翻訳などの役割分担をしている。お互いできるところを出し合うことが大切であると考えている。

納税については、今後はますます大事になってくる。税滞納者は在留資格の更新が困難になるという制度に変わってきている。これらの制度を本市への転入時に説明していく必要がある。生活オリエンテーションについては、企業からのご依頼があればアウトリーチの取り組みもしたい。外国人従業員に対する説明会など、企業との連携を図りたい。

坂本委員： 源泉徴収や確定申告については、会社側が情報を把握しているので、企業側の努力で賄えないか。また、仕送りについては、扶養控除の手続きもできる。企業で外国人従業員を対象とした勉強の場を設けてはどうか。

ファン委員： 企業によってはしっかり対応してくれる（教えてくれる）ところもあるし、そうではないところもある。特に派遣会社の従業員は支援がなく、自分たちで手続きをしなければならない。1年目の人はわからず、困っている人が多い。入社時にそれらの仕組みを教えてもらえるとありがたい。

奥山副委員長： 坂本委員のご意見のとおり、入社時における説明など企業が対応すべき点もある。行政としても市の窓口（転入手続き時）において、税や社会保険等の基礎的な仕組みを説明する機会を設けるなど、抜けのない支援体制を構築してほしい。

神山委員： 23ページの「計画の指標設定と進行管理」について、「外国人防災リーダーの登録人数」が指標となっている。防災に関する活動回数あるいは多文化防災啓発の実施件数なども指標とすべきではないか。また、多文化共生センターのアプリ登録者数について、重要な情報を発信できているとか、特に災害の時に即時に情報を発信できたか等も入れてはどうか。

奥山副委員長： 結果だけではなく、進捗やどれくらい活動、発信したかということを指標にしてはどうかとの提案と捉えた。

菊田委員： 今回の計画は外国人市民の立場に立つことも大切にしながら、すべての市民が対象であることを念頭に置いて、偏りすぎないということである。基本

目標などの大きなカテゴリーでは、「外国人市民」という表記は修正されている。中身においては「日本人市民」と「外国人市民」との表記もあり、分けた方がよいと思うところもある。11ページの1行目において「地域に住む外国人キーパーソンなどを中心として」と示されているが、「対象者とそれぞれの役割」においては、日本人市民は「偏見や差別をなくし、共生社会の担い手となります」と「担い手」という表記になっている。しかし、外国人市民については、「イベントの通訳や翻訳、他の外国人市民への参加呼びかけに“協力”します」という表記になっている。なぜか日本人市民と外国人市民と分けたときに、日本人市民が中心（担い手）となって、外国人市民の方は協力するという受け取り方がでてくるところを注意したほうがよい。先ほど中島委員の意見にもあったが、9ページの1「多文化共生の意識定着」というところだが、10ページを見ると異文化交流という表記が出て、異文化と多文化の使い分けが不明確な箇所もある。「異文化」と聞くと、拒否をしているような受け止めになるのとも感じる。例えば、医療とか福祉サービスなどの制度については、日本人市民と外国人市民を分ける必要があるが、分ける必要がない部分もあるので調整していただきたい。

奥山副委員長： この計画のすべてにおいて出てくる「外国人市民」と「日本人市民」という表現に対して、ちょっとした違和感を覚えるという人もいると思う。事務局としてルールはあるか。

事務局： 今回、外国人市民と日本人市民のそれぞれの役割を分けて明記したのは、前回のたたき台では日本人市民の立場から記載された箇所が多く、日本人市民が中心となって進めていく計画であると捉えがちなものであった。そのため、外国人市民にも役割がある、アクションを求めているということはこの計画で伝えるために、あえて分けたのが主旨である。日本人市民は担い手、外国人市民は協力との表記については、差がないように考慮する必要があったと感じた。

事務局： まず、前提として甲賀市まちづくり基本条例における市民とは、住民基本台帳の有無や国籍ではなく、甲賀市に通勤通学、働きに来てくれている人

を含めて、関わってくれるすべての人が市民という前提にしている。日本国籍、外国籍の「籍」ではなくて、広く人として関わっていただくのが市民との前提がある。そのうえで、外国人市民と日本人市民と分けるのは、施策の対象として明確にするために区別している。違いを作りたいということではないことをご理解いただきたい。

奥山副委員長： 行政としては、対象者を分けて伝えたほうがわかりやすいということであって、違いを表すためではないという理解でよろしいか。公的な文書等、市役所ではこのような表記になるのか。

事務局： この考え方は国、県における施策においても同様である。日本国籍をもっているけれども、日本語を話せない外国人市民もいる。日本人に日本語を教えるのはと、外国人（日本語を話せない人）に日本語を教えるのは、施策としても異なる。「外国人市民」、「日本人市民」との区分を設けることで、施策、制度の対象をわかりやすくするために区分している。

奥山副委員長： 19ページの外国人市民に求められる役割及び具体例において、職場の就業規則の習得と日本人同僚との交流との記載があるが、これはつまり企業に求められる役割にもつながってくる話ではないか。外国人市民も職場で積極的に交流し、コミュニケーションを取ってくださいということだと思うが、会社からどのように働きかければよいのか。

事務局： 他県の事例であるが、職場において外国人従業員と日本人従業員がテーマに基づき話し合える機会を設けている企業もある。何気ない世間話でよいので、コミュニケーションを図ることが大切だと思う。

浜田委員長： 位置づけ（役割）が明確になるのは良い点であると同時に、一方的に「あなたはこれをやってください」と捉えられる雰囲気を感じる。一緒にやりましょうという姿勢はすごく大切だが、対象者から反発が出ないような示し方が必要ではないか。

事務局： これまでの計画は行政主体の施策が中心であったが、行政だけでできることには限界があるとの考えから、市民、企業、団体がそれぞれの役割も果たしていくことを想定している。それぞれの役割はあくまで例であり、

「こういうことができますよ」という呼びかけのイメージで、促すような書きぶりを意識している。役割を示すことで「私はこれだけをすればよい」と分断を生むこともある。役割については、ケースバイケースで変わっていくものであると考えている。役割を書いたからといって、固定されるものではないことも示していきたい。計画策定はスタートであり、それぞれの役割を知ってもらうために働きかけが必要。例えば、地域に出向いた出前講座や、市民が集まるイベントや企業でお話を聞いていただく機会を捉えて、この役割分担を対話の材料としたい。

奥山副委員長： 7ページの計画の対象者に社会福祉協議会が追加されたと思うが、具体的にどのような活動で参加されるのか。

事務局： 引田委員からのご意見を反映させた。社会福祉協議会は福祉サービスの提供やサロン活動、様々なボランティアの育成、活動におけるノウハウを持っている。子どもを対象とした学習支援や多文化共生の担い手づくりに取り組んでいただく。

浜田委員長： 社会福祉協議会で新たに何かをされるといよりも、これまでの活動のなかで「多文化共生」の視点を加えていただくことかと思う。

事務局： 今ある社会福祉協議会の取り組みのなかに「多文化共生」の視点を入れていただくことを想定している。例えば、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの立ち上げ時に、外国人防災リーダーがチームの一員として、協力することなどが考えられる。

坂本委員： 外国人市民アンケートを実施されたと思うが、日本人市民を対象とした意識調査は実施されているのか。

事務局： 今年度の「市政に関する意識調査」において、多文化共生について調査している。特に「外国人市民との共生」や「やさしい日本語の活用」についての設問を設けている。

坂本委員： 共生との文言を使っているのか。

事務局： 設問の大項目は「外国人との共生についてお尋ねします。」としている。設問にある「外国人市民が増えることが望ましいか」は、出入国在留管理庁

でも同様の設問がある。

浜田委員長：本日欠席されている委員から意見や提案をお預かりしているので、代読させていただきます。李川委員のご意見としては、日本語学習機会の提供というところで日本語能力試験への誘導を動機づけることはできないか。

続いて、引田委員からのご意見としては、本計画の推進に社会福祉協議会がより関与するよう、計画の対象者等に入れてほしい。

最後に藤丸委員からのご意見としては、甲賀市が目指す多文化共生の姿として、多文化共生社会がどのようなものかを市民や地域、各種団体に具体的なビジョンで見える化したことは、今回の計画見直しの大きな成果の一つである。また、同時に市民、地域、各種団体に無関心や偏見を含む傍観者としての立場から主体的な役割を担う対象者としての立場への変革を自覚する動機づけとして、役割を示すこととしたのも非常によい。23ページの指標において「地域活動に関わっていない外国人市民のうち、今後近隣住民と関わったり、地域活動に参加したいと思う人の割合」との指標があるが、すべての市民が当事者として参画した割合について、全体を表す総合的な指標を設けてはどうか。目指す姿（3つのビジョン）を少し工夫して指標化し、当事者である市民へのアンケートにより評価をする。評価の時期は本計画の最終年としてはどうか。

神山委員：日本語能力認定試験の時期や案内は、国際交流協会で実施している日本語教室において、各担当の先生から案内している。

浜田委員長：情報を提供するということが支援、促進のひとつといえる。

奥山副委員長：このような協議の場があり、パブリックコメントを経て、様々な視点が計画に反映されていくのはよいこと。計画を周知する場として、区・自治会など市民活動の場に落とし込んでいくとかなり浸透するのではないか。

区・自治会の総会等において、計画の説明や多文化共生センターの事業内容を説明すれば、より身近に感じていただけたらと思う。

事務局：藤丸委員の提案についてであるが、本計画で設定する指標は、令和7年度の指標をベースとして、3年後の令和10年度にどのような数値となっているか

を測る「ものさし」である。その根拠となるものは、今回の市政に関する意識調査や外国人を対象としたアンケート調査の結果となっている。総合指標を設定するために、新たな調査を今すぐ実施することは難しいため、次期計画（第3次多文化共生推進計画）の策定時に総合指標を設定してはどうかと考える。甲賀市がめざす多文化共生社会の姿について、現在設けている指標で3つのビジョンの達成度が測れるようにしている。例えば、23ページ1の指標、「多文化共生の意識定着と社会参画の促進」の結果が6ページの①「同じ地域で共に生き、互いに支え合う関係であることを認識しています」と②「個性や能力を十分に発揮し、多様性に富んだ社会に参画しています」のビジョンにつながると考えている。これらの関係性を整理のうえ、わかりやすく示したい。

浜田委員長：総合評価となると「3つのビジョン」をどのようなバランスで総合的に評価するかというのは難しいところもある。その3つのビジョンに基づく指標はすでに入っている。今後、結果を見ながら、必要に応じて、総合指標を設定することを検討してほしい。

3. その他

(1) 多文化共生に係るイベントのご案内

- ・2026年1月23日（金）外国人対象就職フェアin Koka【参考資料1】

(2) 今後のスケジュール【参考資料2】

4. 閉会挨拶

浜田委員長より（※割愛）